

2022年5月30日

会員各位

(一社)日本コミュニティーガス協会

特定商取引法の一部改正についてのお願い

2022年6月1日より特商法の改正により、書面だけではなく電子メール等でもクーリング・オフできるようになり、特定商取引法の契約書面等に、「書面又は電磁的記録」によりクーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられることになりました。

また、本改正により特定商取引法の契約書面等に既に記載しているクーリング・オフの告知文の変更が必要となります。

つきましては、会員におかれましては支店・営業所等に対しても、ご周知下さいますようお願い致します。

記

【消費者庁ホームページ掲載アドレス】

○概要

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms201_220104_10.pdf

○特定商取引法ガイド

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/revision/#r3>

○特定商取引法における電磁的記録によるクーリング・オフに関するQ & A

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_09.pdf

以上

(担当:業務グループ 篠宮)